

第 10 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 34 分
- 2 場 所 湯河原町防災コミュニティセンター 2 階 206 会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 8 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3 名（うち欠席 1 名）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 定刻を過ぎましたが、第 10 回農業委員会総会を開会したいと思います。 議長お願いいたします。
議長	はい。皆さんこんにちは、ご苦勞様です。 3 月、年度末ということで、農業委員会は、任期がちょっとずれているので、まだ何年もありますけども、事務局の方も少し体制が変わるようでございます。 今までいろいろ事務局の方でも、ご尽力いただいた方ありがとうございました。また、スムーズに新年度が迎えられるように、よろしくお願いをしたいと思います。 それから、皆さんご協力いただいた眺望ガーデンの菜の花、今見頃になってきました。昨日の湯河原新聞にもカラーで大きく出ていたんですが、なかなか、全面べったり綺麗に咲き揃うようなことも難しく、多分、発芽のときから悪かったりするの、ここ数年そうなんですけれども、いろいろ全面、生育を良く育てるには、まだ課題がありますので、また、皆様のお知恵を拝借して、綺麗な、菜の花園が作れたらと思いますので、またよろしくお願いをしたいと思います。 それでは議事録署名委員の指名でございますが、4 番委員と 6 番委員、お 2 人をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは議案の方に移りたいと思います。

事務局

議案に入る前に事務局から訂正の説明をさせていただきます。

まず、通知の方で案件4件と郵送等をさせていただきましたが、今回、新規農業者資格認定の関係をありまして、その要綱の一部改正を取らせていただき、案件が6件となります。なお、次第の4、議案(1)から(6)になりますが、その3番のところ、新規就農者農家認定と記載してありますが、大変申し訳ございません。新規農業者資格認定の誤りでございますので、訂正させていただきます。

それでは、日程番号1、議案番号25、非農地証明願について説明させていただきます。

申請者は、
様、申請地につきましては
、台帳地目山林、現況地目畑、面積は2.08㎡でございます。

申請の目的等にございますけれども、宅地、申請地は昭和43年から宅地に転用し、現在に至っているものでございます。

農地区分はその他2種農地でございます。

申請書の方をご覧ください。

1ページ目のところにつきましては、先ほどの説明のとおりでございます。真ん中のところ、非農地となった時期および現在の状況だけ読みます。昭和43年(月日不詳)より住宅の建設および出入りのため、河川橋を設置しましたが、河川橋の橋脚・通路部分の一部として対象地の利用が始まりました。現在も同じ状況であるということで申請が上がっております。

2ページ、土地登記簿謄本でございます。こちらは、先ほどの説明のとおり、地目が山林、地籍が2.08㎡となっており、直近の令和7年11月19日に
から分筆した経過がございます。

その下、権利部(甲区)をご覧ください。所有権移転の2の方ですが、申請者である
と記載してありますが、令和7年12月19日売買で、
さんから購入したものでございます。先ほどの昭和43年というのは、
さんのときに橋脚を設置したということでございます。

3ページは、その部分の公図でございます。

4ページは、位置図でございます。城堀のバーディゴルフ練習場から少し上に行ったところ。対象地の少し下に、三角の交差点のような道路がありますが、こちらを山側に、水路沿いに上がったところが対象地でございます。

5ページの経過書をご覧ください。さきほどの説明のとおりでございます。あと航空写真などの記載があり、農地法の理解がなく、農地を転用したことは大変申し訳ない旨、記載しております。

6ページから9ページまでは、現地の写真でございます。先ほどの水路に橋脚を設置したということで、7ページの写真上段の黄色枠にこの隅切りがございます。

8ページ、こちらが分筆に伴います土地境界の明示された境界図がそれぞれA、B、C点とあります。

このような形で、農地を進入路として使っているということでございます。

	先ほど2番委員からお話ありました、自宅に行くために川を渡らなければいけない。こちらについての占用許可ありなしは、今こちらではわかりません。占用の協議につきましても2m以内がいないとか、そういう細かいこともありますけど、こちらではちょっとお答えができません。当然ながら、評価の方まで確認して、施工するのが、施工業者請負人のことだと思われそうですけれども、その施工まで確認ができていなかったんではないかと思い、その昭和43年以降、現在に至るまで橋脚の一部として使っていた。つい最近になってこの事実がわかり、分筆作業をしたのではないかと、登記簿謄本上だけでお伝えをさせていただきます。
2番委員	分筆というより現況主義だと思うんですよ。 現況を畑であるとか畑でないのか。 昭和43年から明らかに橋脚として、隅切りとして、利用されているものであって、固定資産税の評価証明だけが現況じゃない。畑になっているだけで、それを以て非農地証明を出す。非農地証明を出させる。事前相談があったわけですね。その協議の中で、非農地証明願を出した経過があるかと思うんですけども、実際に現状が評価証明と違っていても、必要だという解釈で申請書を出させたという理解でよろしいですか。
事務局	先ほどの説明が足りなくて申し訳ございません。 台帳地目につきましては、現況がまず何なのか。確認し、現況に合わせたものが台帳地目になります。この台帳地目になる前に、現況が畑であったというのが、ここでおかしいと申請人代理人の確認が取れたので、それを今後1回台帳地目を山林あるいは違う形で直す形でございます。 先ほどの畑が現況ではないということを正すために、登記申請の諸書類として必要なために、町の方に話がありました。
2番委員	ということは、願書が、非農地証明願書が必要ということの理解でよろしいということですか。
事務局	おっしゃるとおり、現況に合わせた台帳ということで管理するところであり、先ほど申しました、登記種目しか一般的にわからないものがありますので、不一致のところを正すために、非農地願でしか対応ができないということで、今回証明願が出されたところです。
2番委員	これで最後にしますが、本来、評価証明自体は、1月1日現在の現況が何であったかということで、課税するわけですね。 それが昭和43年からずっと畑であったという事実を、町としてはそれが正しいという判断っていうことでよろしいんですね。
事務局	農業委員会事務局の立場ではお答えできません。
2番委員	以上です。ありがとうございました。

議長	では、私から。これ非農地証明願が必要なのかな？だって台帳山林なんでしょう。現況は畑じゃないでしょう。隅切りの橋って言うかね、コンクリ打った、(証明願が) 必要なのかなと思う。何て言うんだろう。畑を、何ていうんだろうな、今になって畑が不適切だよねっていうことで直すのに、農業委員会の話じゃなくて、課税当局の話ではないか。地目がね、これ畑か何かで、現況が、例えばこういうようなコンクリ打った雑種地みたいなところだったら、これはね、台帳地目を直さないといけないから、非農地証明が必要でやってくつてのはあるけど、台帳が山林で、現況は畑書いてあるけど、畑っていうのは課税上のはずでしょ、それで見た感じでどうしても農地とは思えないんだけど、非農地証明を必要なの、本当に。そうじゃないと、何が困るの。 農業委員会としてはその、課税をする側が、農業委員会が、非農地だよって証明しないと課税の(地目) なんて変更ができないのか、そんなことないんじゃない。 それは農業委員会が関与してないんじゃないの。
事務局	先ほどの地目の現況台帳の件は、農業委員会では対応できないと、先ほど申しました。その中で、非農地証明として申請をされ、証明を求めたいと来た場合、この畑と書いてあるところを正したいと、それによって登記を登記所との話もされているらしいんですけども、(非農地) 証明をいただければ、農地法から離れられると、農地法の処理が全部終わるということを言っておりました。
議長	はい。でもこれ登記書は山林になっているんでしょ。登記書では山林になっているじゃん。登記所関係ないんじゃないの。
事務局	台帳地目は、先ほど議長がおっしゃるとおり、山林には間違いありません。 ただこちらについて、現況という取り扱いがありますので、それも整理したいという。あと、申請としてあげたいということです。
議長	現況っていうのは、課税をする側の現況でしょう、土地利用の。それはその町の税務当局のサイドが、これ農業委員会だね、これ現況はその課税の方が畑にしているけれどね、現状に合わせて、これ何なんだかわかんないんだけど、それについて変更するために、農業委員会の非農地証明は必要だよっていうことなんですか？それは登記所の話じゃないですよ。登記はもう山林なんだから。山林の登記の変更の認可ができないからにすることはね、農地の、あくまでも農地であるから、登記のことは別としても課税の方の地目、現況の地目、は農業委員会の、非農地証明が必要だっていうんだ。 それは職権でやるんじゃないかと思っていいですか。 ちょっと暫時休憩します。
	(暫時休憩)
議長	議事を再開します。

事務局	お手元の資料3ページの公図および21ページ評価証明書をご覧ください。 先ほど■■■■■を分筆した経過を説明させていただきました。 この分筆をする前の親番地■■■■■につきましては、元々この三角を取り入れた分筆前の段階から、畑として耕作しているということで、町税務課が評価をしております。
2番委員	それはいつから。
議長	それだから分筆した時点でね、元々の親番地のところは畑だったんで、ちょっとそういう話はしないけれども、分筆したときに、これは何になるんですかってね、そのときに、登記所なり、役場の課税サイドなり、そこの確認をしているんじゃないの？
事務局	この後の説明を続けさせていただきます。 ■■■■■から■■■■■の三角の分筆をしました。この■■■■■については現況の写真を見ていただくとおり、コンクリートで、農地性がないと皆さん思われている資料ですが、7ページから9ページの写真を見ていただきますと、この本地■■■■■が黄色枠、8ページの境界鉾が打ってある等の説明をさせていただきましたが、元々この耕作のところまでの■■■■■が畑という形で評価をしてありました。この令和7年12月に売買契約をしており、■■■■■さんに移ったんですが、この総会の審議の結果および時期がずれてまして、評価が先ほど2番委員がおっしゃるとおり、1月1日が基準日になりますので、7月1日を超えた段階で、なおかつ今回の総会の案件結果を示せば、1月1日の評価後、ここが畑以外の現況評価に変わる予定です。予定ですよというのは、資料を渡しながら、変わりましたということを伝え、現地再確認も含めて評価替えをする形の資料になるはずですよ。 先ほどからのお話なんですけど、■■■■■から分筆する前は、一団の土地となっていますので、21ページの評価証明のとおり、分筆前の■■■■■のところが畑であるというのは、町税務課の評価でございます。 その一部分が見えた、見えないがわかりませんが、■■■■■の一つの筆としての評価を出しております。今回、分筆した経過は現状に合わないということ、測量した結果を地積面積まで確定することができた中で、現況が、畑ではないということを明かすために農業委員会に非農地証明願を求める経過になりました。 今回はその審議をいただくという内容でございます。 この証明をいただいた後には、税務課がこの資料を持って、現場にいき、来年の1月1日に評価を変える予定になると思います。 畑以外に台帳地目および現況地目が変わる、ということと、この証明をもって、申請代理人等が土地地目変更登記をし、台帳および現況を変えるような形のできる流れでございます。ただ現況につきましては税務課の方が先ほど申したとおり、来年の1月1日をもって評価替えの予定になるはずですよ。

議長	何とかわかったけど、土地地目変更登記をする必要があるのかどうかっていう、でも山林のままで変だから、こういう土地は何なんだかわかんないんですよ、地目としてはね。それはされるんでしょうな、それからその■■■■は地目は山林で、現況畑なわけでしょ。そこはどうかちやってるの。
事務局	■■■■の方につきましては、土地地目変更登記が、登記されれば宅地あるいは雑種地等の山林以外の台帳地目になる予定でございます。現況については先ほどの税務課の方で変えます。今のお話の■■■■につきましては、2ページをご覧ください ここでは■■■■として、元々の地主である■■■■さんから分筆した■■■■だけが■■■■さんに移った経過があり、元地主である■■■■さんが非農地証明等の申請、あるいは別の申請がない限りは個人が税務課あるいはこのような農業委員会の申請で提出、審議、証明等を受けない限りは変わらない、ということです。以上です。
議長	そうすると、その税務サイドは、本人からの申し出とか、こういった農業委員会、本人が申し出に基づいて農業委員会審議しているんだけれども、それが無い限り、現況と違うような用途をされていても、課税の方はそのまま、例えば住宅で税率上がっちゃうかもしれないけども畑だったら畑のまんま変わることはない、という情報があつたとしても、関連して。役場はそういうことだということなんです。
事務局長	■■■■の話ですよ。
議長	そう■■■■の話。
事務局長	■■■■は畑っぽいですよ、今現在
2番委員	アスファルトが引いてあつて勝手やつて
議長	畑だったらいいんだけどさ。
事務局長	■■■■ですよ。
議長	■■■■ 畑じゃないんじゃないの。
事務局長	花が咲いているところですよ。
2番委員	■■■■はずっとあの下まで、ここの一部分だけじゃないですから■■■■は。ただ畑って、耕作をしているようなものではないですね。現在実際に公図だと広く見えますけども、ここって77平米しかないんですよ。そこにアスファルトとこの写真のとおり、小屋が建っている。
事務局長	私もここに現地を見に行っていますけど、小屋は建っていますし、こうやって見てもわかるように草が生えていますよね。 草が生えている中で畑と評価するのは間違いないと思うんです。畑としてそういったものが使えますので。それはあくまでここで話ではないということになりますが、税務が判断することですが、例えば

	これ、どこに家があったと、建っていたという話でしたら、当然現況地目は宅地とかになると思いますけど、現況このように畑としても利用できるところは畑のままになったと思います。
2 番委員	ということは、建物が建っている敷地ではなくて、畑の上に建物が建っているっていう理解で、町は。
事務局長	元々この畑っていうか建物自体が、みかん小屋とかじゃないですか。よくわかりませんが。ただ今回ごめんなさい、今この中で■■■■を審議するのはどうかと思いますので、その後はちょっと税務課には聞いておきますが、今回は申し訳ないですが。
2 番委員	子供の頃から私承知している場所なんで、それをもって、意見を述べさせていただいて、そこがみかん小屋なのかどうかということも含めて、ここの周りにこの地主さん、土地をお持ちになってないんですよ。普通であれば、畑が近くにあってしかるべきだと思うんですけども、そういうものも踏まえた中でちょっと質問させていただいたということ。
事務局長	それは、別件になってきますので、この後、終わった後にお話いただければと思います。
2 番委員	いや別にここにこだわったことじゃなくて、こだわったのは何で非農地証明が必要かどうかということ。
事務局長	それは先ほど事務局からお話したことになりますので。はい。ただ■■■■に関しましては、これ待っていただければと思います。
議長	はい。でも一つだけ確認したい。■■■■の方はこの 9 ページでいうと、写真で見ると、ここの上のところにちょっと緑色っぽく見えているところに先に電柱があって赤い屋根の小屋がある。ここが■■■■になる。
事務局長	そうです。ここが■■■■です。
議長	なるほど。手前の方の三角のところが、今回の申請地、黄色の丸のところですね。はい。わかりました。 この申請のあった■■■■についてはよろしいですか。 他にご意見ご質問等ありますか。 なければ採決をとりたいと思います。 議案第 25 号の非農地証明についてですね。 証明をすることに賛成をする委員の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成ということで。 それでは、非農地証明をすることに決定しました。 次、(2)の非農地証明について、日程第 2、議案第 26 号を議題とします。 事務局、説明をお願いします。

事務局

日程番号 2、議案番号 26、非農地証明願について説明いたします。
申請者は、[REDACTED]、持ち分 2 分の 1、[REDACTED] 様、上記成年後見人として、[REDACTED] 様、[REDACTED] 様、[REDACTED] 様、[REDACTED] 様、持分 2 分の 1、[REDACTED] 様、申請地につきましては 3 筆でございます。

[REDACTED]、台帳地目は畑、現況地目が宅地、面積が 1,102 m²、同じく大平 [REDACTED]、台帳地目は畑、現況地目が宅地、面積が 266 m²、同じく [REDACTED]、台帳地目は畑、現況地目が宅地、面積が 52 m²、合計面積 1,420 m²でございます。

申請の目的等については、宅地、申請地は昭和 63 年 5 月 23 日から宅地に転用して現在に至ったとことです。農地区分につきましては第 3 種農地でございます。

過去の経緯について読みます。所在地は [REDACTED] 番、申請者、[REDACTED]、台帳地目、畑、転用目的、宅地（旅館）、許可年月日は、昭和 61 年 11 月 18 日、許可番号 [REDACTED] です。

転用事実確認願は証明なしでありました。

申請書の方を御覧ください。

1 ページ目につきましては、申請者は先ほどの説明のとおり、表示につきましても同じでございます。非農地となった時期および状況でございますが、申請者の亡父先ほどの [REDACTED] 様、この方は昭和 63 年 5 月 23 日より旅館を経営していた、なお、現在この施設は休業中である、ということです。

1 枚めくりまして 2 ページ目から 6 ページまでが登記簿謄本の各筆ごとでございます。

先ほど 4 条許可の説明をさせていただいたんですけれども、こちらの 2 ページの権利部（甲区）でございます。一番上のところが [REDACTED] 様ということになっており、そのあと、申請人の方に相続された経過でございます。めくりまして 7 ページ、公図でございます。3 筆の形が、このように赤枠になっております。赤枠の上の段がですね、町道オレンジラインになっておりまして、この道路に隣接しているところです。

1 枚めくりまして 8 ページ、9 ページ。

8 ページがその位置図になります。現在の [REDACTED] という看板がありまして、休業中でございます。10 ページから 13 ページまでが、現地の写真でございます。写真の番号等が位置を示したものでございます。10 ページ方は、町道オレンジライン沿いから撮ったものでございます。11 ページは下の町道、途中は、中間地から撮ったものです。14 ページをめくりください。経過書でございます。

先ほどの農地法の許可の旅館を新築した経過があり、そのままですね、転用して使っておるという内容が記載されております。

15 ページ、航空写真でございます。先ほどの位置図等の上から見たものでございます。

16 ページをめくりまして、こちらが建物の登記簿謄本であります。こちらの真ん中、権利部（甲区）1 と 2 をご覧ください。1 の方が [REDACTED]

	様、2の方が原因に書いてありますけれども真正な登記名義の回復ということで、という形で、の前の前身のですね、旅館名があったものを記したものであります。 めぐりまして18ページ、こちらも評価証明がついております。 19から21ページまでは、当時の61年に建った後、増築をした経過として、が申請人としてあるものをつけております。 最後に、22、23ページにつきましては、委任状をそれぞれから受けております。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それではこの案件について現地調査された7番委員により報告をお願いします。
7番委員	議案番号2、議案番号26、非農地証明願についての対象農地の調査を3名、主務者7番委員、従務者として、2番委員、第3地区推進委員の3名で行いました。 事務局からの説明もありましたが、経過書によりますと昭和61年に農地法の第4条、農地転用の申請許可を受け旅館を新築したんですが、そのときには手続きの一環としまして、地目変更登記を行わないまま現在に至っております。 所在地としましては、オレンジラインの旧料金所に隣接する場所になります。 調査結果としまして、現地はもう旅館が建ったり、貯水槽が設置してあったりとかで、農地とはかけ離れるという状態だと見受けられました。 この3筆の非農地証明扱いは現状、非農地証明願に現状は当たると理解しました。以上です。
議長	はいご苦労さまでした。 ではこの件について何かご質問ご意見ある方お願いいたします。 よろしいですか。 それでは採決をとりたいと思います。 日程第2、議案第26号の非農地証明願について非農地証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	それでは、非農地証明については証明することに決定をいたしました。 続いて(3)の湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱の一部改正についてを議題とします事務局より説明をお願いします。

事務局	お手元の資料、参考資料と、議案第 27 号の資料をお開きください。議案第 27 号、認定要綱の方につきましては、現行使っております要綱でございます。 こちらにつきまして第 4 条、第 13 条につきまして、事務局から変更案を掲げたいと思います。 参考資料を見ていただきますと、現在、下限面積が撤廃されております、こちらの第 4 条に 30 アール以上とありますので、これを外すことと、試行期間 3 年以上と長きになっておりますので、こちらを 3 年以内にした。更新時の年数につきましては、当事者であります、貸し手と借り手の方の話し合いがありますので、年数を決定したいと考えております。 それによりまして、要綱の 3 ページ目ですが、第 13 条、こちらの 2 行目ですが、又はから始まるところからにつきまして、「又は当初 3 年間に於いて営農を継続することが困難になったとき」を一部削除したいと考えております。 こちらにつきましては、この後の新規就農者に係ることとなりますので、先にご承認をいただきたいという内容でございます。 以上です。
議長	この件について何かご質問ある方お願いします。
4 番委員	ちょっと一つだけすいません。こういった場合は、新旧対照表をつけた方が見やすいと思います。
議長	そういうことですね。 新旧対照表等、仮に改正されたらこういうふうになりますよっていう。その改正後のものをつけてこないと読みにくいのと、それから私ここで第 4 条試行期間 3 年以上って書いてあるものを 3 年以内とするって書いてあるんだけど、3 年以上とは書いてなくて 3 年書いてあって、それから更新時の年数っていうのは、そういったのってこの条文からは見当たらないけれど、更新っていうのは例えば当初 3 年間以内ということですが、それ終わったときの更新のことを言うてる、そこまでの。今までの現行の認定を今度はその踏み込んだことを書いてないんだけど、その更新時っていう認識年数ってのはどういう意味なのか。この 2 点について
事務局	更新時の件につきましては、第 4 条のただし書きから始まる部分でございます。「権利設定を行う期間が 3 年を超える場合又は農地の所有権に移転に伴う場合」とありますが、こちらの 2 回目の更新について 3 年以内、ごめんなさい。4 条の、先ほど「3 年とし」と 3 行目にありますが、こちらを「3 年以内」としたい中で、ただし書きの方をの 3 年を超えるということを同じ解釈にしない方が良いのではないかと。

議長	ちょっと単純にね、これ説明の、参考資料の説明を聞いているんだけど、「試行期間3年以上」とかを「3年以内」に変えたいってことなんですが、3年以上ってというのはどこにあるんだってことを単に聞いているだけなの。 それからもう一点の更新時ってのいうのは、この今説明が、第4条のこの紙（参考資料）の一番下の行、ただし書き、権利設定を行う期間という、これ更新時じゃなくてこれを認めるときのものを言ってるんじゃないの。 だってその前段では、（権利設定を行える期間を）3年として面積を30アール以上としますよ、ね、最初に。だけど、ただし以下はそのときのことを言っているんじゃないの。 最初に認定をするときに、いや、そうは言っても3年って書いてあるけどそうじゃなくて3年を超える場合とか、所有権をするか借りるんじゃないくて、所有権を移転する場合は、この限りではないって書いてあるんだけど、更新時のことを言っているんじゃないんじゃないの。現行の要綱についても。
事務局	訂正いたします。 先ほどの（参考資料の）「試行期間3年以上」、以上が誤りございます。 3年更新とありますけれども、3年に満たない場合もあり得ると考えたいと思います。
議長	だから、どう直すんだろうな、間違えているのをそう言って、まずそれを言って。それでなぜそうなのかっていうふうに説明している。
事務局	「権利設定を行える期間を3年」から改め、「権利設定を行える期間を3年以内」に改めるものでございます。
議長	はい。この参考資料の2行目「3年以上」というのは「以上」をとるってことですね。そういう意味だよ。現行は、以上って書いてないんだから。それから？
事務局	ただし書き以下につきまして、議長さんおっしゃる、この最初の時点で3年あるいは4年とか5年、3年を超えるものが最初に設定された場合、この限りではないという形なので、権利設定は3年以内に収めていただきたい、ということです。
議長	うん。どういうふうに直すのか、条文をね、ちゃんと改正するところこれをこう直すとか、あるいは変更がこうなりますよって説明してくれて、文字を正確に読んで、説明してくれないから、なんだかわかんないんで、聞いてて。 ちょっと暫時休憩しますね。
	（暫時休憩）休憩中に改正の要綱案を配布
議長	再開します。事務局より説明をお願いします。

事務局	大変申し訳ございませんでした。 お手元に配布させていただいた、要綱の一部変更案でございます。一番下のところの4条をご覧ください。現行では、新規就農者の方が基盤法の第18条の規定に基づく農用地利用集積計画を定めなければ、認定されないという書き方をしております。 そうしてしまうと、新規就農者がたくさん来ました。私もやりたい、私たちもやりたいという話が出ると思います。今後もそういう話がある中で、今回の新しい新規2案（第4条と第13条の改正）がありますが、そこに縛られてしまうと難しい面が多々あります。 そこで、事務局の案では、基盤法の前に、原則としては、この基盤法は守らなければいけない。ただ、違う面もあるという形をとらせていただきたいという内容でございます。先ほどの「3年」というのを3年に満たない場合もあります。1年で私はもう卒業できる、2年でもできるという人もいると思われまいます。「3年以内」に変えさせていただき、その後に書いてありますのを全部取る（削除する）ことで考えております。 後半につきましては、農地の所有権の移転が伴う場合で、相応の知識等以下のところにつきましては、上段のですね、第2条、3条でこちらにですね重複するところを書いてありますので、あえてここに入れてもよいかと思ひます。現行に合わせる、現行というか現実的な状況に合わせる中では、このような形で撤廃（削除）した方がいかなと考へまして、皆さんに審議を図りたいと思ひ思ひます。 それと13条につきましては、斜線で消してある、「又は」からの部分を削除をしたい。 ご承認をいただければ、今日、この案あるいは訂正案を、変更（改正）したいと考えており、皆さんにご審議を図りたいです。以上です。
議長	はい。説明がありました。何か、ご質問等あれば。 はいどうぞ
第1推進委員	第4条ので、赤紙（赤字）で、私の意見を参考として聞いていただきたいんですが、赤紙（赤字）で「原則として」って書いてあるじゃないですか。その下も権利期間、「原則」って書いてあるじゃないですか。 「原則として」っていうこの原則っていう意味がね、ただし書きがあるから、原則こっちはすよっていう意味で原則って書いてあるんですよ。なので、今回ただし書き全部削るじゃないすか。なので、原則はいらない、と思うんですね。なぜかっていうと、同意が法の計画によるものとして、当初は試行期間として権利設定を行う期間は3年以内とする、というのがこの要綱の内容なんですね。 原則っていうのは、その前段があつて初めてただし書きのものがあるから、本来ならば、その先のものをやりますよ。でも正しい、こういう場合はこうで、こっちでもいいですよっていうことなんで、まず原則はいらない。と、私は思ったので原則としてっていうのとその下の段の原則っていうんじゃないかなと思ひました。
議長	はい。事務局何かご意見あれば。

事務局	ここで言っている「原則として」というのは、法第 18 条が確定的なものになっている中で、例外的な面もある。その意味で、「原則として」を入れさせていただきました。後半の「原則」につきましては、この当初は試行期間を通知するための原則でございます。
第 1 推進委員	かかっているあれが違うってことね。
議長	それじゃ私から。農用地利用集積計画によるものとするっていうのだけ確定、限定っていうのかな、そこに限定を「原則として」をつけないと、これしか方法がないと、そうすると、場合によっては、その農地利用集積計画がないところを借りたりしたいというと、その計画ね、せっかく農業やりたいよ、ということで、やるときに、いろんな事情で農地利用集積計画が定められていない場所、農用地で農振地域だけだったけな、農地利用集積計画、農地だけだったけかな、そういう、それ以外の場所でも就農したいときに借りてね、そのときにできるように、「原則とし」てっていうのは、入れた方がいいかなと思ったんですね、ただ農用地利用集積計画に係る原則としてるのは頭についてる。その下、今、事務局が言ったとおり、と考えたんです。農地利用集積計画、農用地だけでしか、農振地域だけ、いずれにしても。場所が限られていて、吉浜だとか、城堀、鍛冶屋、吉浜ね。ぐらいなんですね。それ以外の、例えば宮上、宮下とか、最初に言った字でも農地がないところもあると思うんですけども、できれば農用地をね、利用していただくのが一番いいんですけども、いろんな事情でそういかない場合は、これでもいいのかなって。それは皆さんから、やっぱり農用地限定すべきだと。だからこの原則は要らない、というふうに考えて、入れない方がいい、つけない方がいいよということだったら、それを考えていきたいと思うんですけども、そこはどうですかね。そういう意味でね。 だから、でも、あくまでも原則として、農用地利用集積計画によるんですよ。例外としてそうじゃない場合も認めましょうよと。場合によっては、それはあくまで農業委員会の判断になるんじゃないですかね。この場合はしょうがないね、農用地利用集積計画を定められてないところだけでも、こういう人に使ってもらって就農するんだったら認めるんじゃないかなっていうのを、皆さんで検討してもらって OK となれば、いいのかなと私は思っているんですけども。よろしいですか。 それで考えて。役場の方もいいですか。私の考え方で。 でも原則だからね。何でもいいってことじゃなくって、原則だからね。何かな、その後段の原則はそういうふうにかかるところは別ですよ。そういうことでございます。 よろしいですか。 それから第 13 条のここの後段、「又は」以下を削る。「又は以下」の困難になったときを削る。これはどうですか。私ちょっとここで違和感があるんですけども、その 3 年間って言っているわけですけども、やろうと思って一生懸命やってきたと。本人の責任じゃなくて、例えば体を壊しちゃったとか、何か家族の事情でどうしてもできないと

	か、何らかの理由でやりたいことは山々なんだけど、やりたいんだけど、その農業はできないと。あるいは病気なんかで、いや、ちょっと中断して1、2年か分からないけども、療養っていうのかな、農作業できないと。でもそういう元気になったらやりたいと。そのときに、この認定を、営農を継続することが困難になったとき、そこ（認定を取り消すこと）は厳しい、ちょっときついんじゃないかな、という気はするんですね。いや本当に農業ややる気ないからっていうんで、何て言うの、やめちゃうよっていうときは、認定取り消してもいいけど、その場合は逆に言うと、虚偽その他不正な事実でもないのかもしれないんだけど、そこは難しいですね。そこんところはね。その虚偽とか不正ではないけれども、やっぱりやめたって、うまくいかないからやめたっていう場合もありますよね。最初ね。それは後段になるかもしれないけれども、そのところをどうするかっていうのはちょっと疑問感しますけども。皆さんどうですか。 だから、これは現行のまま残してもいいんじゃないかな、とは思いますが、どうですか。
8 番委員	これ、認定取り消した後の再認定という制度はないんですか。
議長	申請しなくちゃいけないよ、多分。これだとね。
8 番委員	また申請して、それで通るんであれば別に1回取り消しても、病気、例えば、理由が病気であって何年間か離脱しなきゃいけない。でも元気になったらやりたいから、そのときはまた認定をお願いします、みたいな再認定が可ならこれ取り消しもあってもいいんじゃないかと、考えたいと思うんですけど。
議長	再認定、もう1回出してもらおうか。それも考えたらね。その経営がうまくいかないからやめますよっていうときに、認定を取り消す手段をなくしてしまうからね、これ切っちゃうとね。これ残してちょっとそれは皆さんどうですかね。 残しておきますか。「認定を取り消すことができる」とかね。 この認定を取り消すっていうのは、どういう手続きでこれを取り消すんですか。例えば第10条で、「当初3年間は営農状況報告書により、1年ごとの営農状況を委員会で報告する」と、それが途中からなされなくなっちゃったと、そうすればなぜ出さないんですかって言って、いや本人がもうやらないって言っているとかね。うん。そういうのをもとに、農業委員会の、この総会か何かで取り消していくんですかね。どうやってこれを取り消すのかな。手続きがわからない。どっかにあんのかな。 この「認定を取り消すものとする」という断定的な書き方も厳しいね。「取り消すことができる」とかね。 でも、それ誰が、農業委員会が認定したんだから農業委員会が取り消したりするでしょうね。 細かい手続きが書いてないから決まってるかもしれないけど
事務局長	取り消しについては手元に資料がないんですが、今まで過去そういうのは多分なかったと思うんです。今議長おっしゃるように、「取り

	消すことができる」とか。そういう形でも良いかなとは思いますが。これも事務局の意見としてです。
3 番委員	この新規の方は、もう新規で農業して3年間やんなかったら駄目ですよっていう話はしているんですか。新規やる方に対して。一応（認定を）もらって、じゃあ農業できますってなるじゃないですか。この3年間、空いちゃったら駄目ですよっていう話は、新規でやる人にはしてるってことですか。
議長	空いちゃう
3 番委員	だから、この3年間（農業を）やらない、新規でもらった人、資格をもらった人には伝えてるってことですよね、これね、3年やらないと駄目だよって。
事務局長	特に、そのことだけをはっきり言うわけではなく、ただ要綱自体はお渡しとかしておりますので、これに記載されてるものに関しては理解してるもんだと思っています。
3 番委員	なるほど。
議長	だから、現行では3年間やってくださいねってね。まずは3年っていうか、そういうことですよね。 とりあえず以内とまだ決めていない。
事務局長	あえては特にその3年間ちゃんとやってねとかいうことは、お渡ししたときに言ってるものでございません。
議長	でも一応書いてあるもんね。3年。
3 番委員	もし、この方がここ（要綱）を見ずにちょっと空いちゃったけど、3年経っちゃって、その後にまたやったときには、何か処罰されるんですか。ほら、こういうのはちゃんと見てなくて（就農をしていないことを）やったときに、それちゃんとやってなかったじゃんって、再認定しなきゃ駄目じゃんって言われたんですか。
議長	3年終わったあとですか。
3 番委員	いやいや、いろんな状況でこの資料を見てなかったとして、その3年の区分を知らないで、また始めるって言ったときに、わかります、その3年のこのこれ（条文）をちゃんと見てなくて、いただく方がもう認定してるからって、自由にこう、期間を空けてやったりやらなかったりってしたときに、何か認定を取り消すとか、認定を取り消すって言ったらどう見るのかなと思って。
議長	だから農業をちゃんと、その3年とかね。いややってない。そうすると認定を取り消されることがある。
3 番委員	何か去年認定された方が、（農業を）やってないんですって。何か介護か何かでやってなかったらしいんですよ。その方、だから3年、5年、これもし3年かかって帰ってきました。その後にポンッとやった時に、なんかみんなあれ、駄目ですよっていうのかなと思って、それにて認定取り消すという。

議長	取り消すことができるから、取り消さないかもしれない。
3番委員	そうですね。そこまではそんな何か。
事務局長	すいません。あんまり細かくは決めてないです。
3番委員	だってほら（取り消すと）断定しているから。
事務局長	ただ、そういうような事例は、私の知っている限りないですね。
3番委員	これからあるかもしれないね、コロナとかもあってね。
2番委員	そういう仕事をしたって前提として3年間だとか2年間だとか、そういう意識はなく就農、自分で生活するための術ということで働くわけですから、3年にこだわっている方はいらっしゃらないのかなとは思いますがね。
3番委員	面白いなって。
議長	就農の計画書には何年間という計画があった、あまりよく読めてないんだけど、就農したら、こういうふうに農業やっていきますよって。そこに、例えば3年間はこういう計画でこういうふうに農業やってきますよ、みたいにこう書いたんですよ。ちょっとあんまりよく見てないけど。
事務局	これから審議になりますけど、1年の計画はあるんですね。それを継続的にやると、先ほどの3年というのが昔、話がありまして、三年三作これが今でも残っているんじゃないかということでございます。3年間やれば、一人前以上になると、そういう位置づけが昔から残っておりまして、その件につきまして、3年以内にしたいというのは、いや1年でも私はもうできるという立派な方もいるかもしれません。3番委員がおっしゃるとおりで、途中が何もできなかったって言うても、農地のほうができない中で、座学的なところ、あるいは農業委員さん他に聞いて、今後どうしようかっていう相談もやってないわけではなく、農業活動の1日としてカウントができると思います。農地のほうが、例えば手に負えないようになった場合、そのときに各農業委員さんがどうしたらいいかという、手を差し伸べて頂く術（すべ）をしていただくようお願いしたいところです。今後、新規就農者の方が多数出てくると思われます。 ここの湯河原の要綱のハードルが高いとか、いろいろなお話は、実際にはあります。なるべく、湯河原に営農計画あるいは永住したいとか、そういう話も来ている中で、何分、耕作者が少なくなっているところを補っていただける新規農業者を迎えたいと思い、ここは各農業委員さん、推進委員さんの力を得なければ、湯河原町の農業を継続することはちょっと難しいところになります。 今後、あとの案件につきましても、更なる委員さんの活躍とともに、ご配慮をいただき、今回のこの要綱の改正につきまして、ご審議をいただきまして、次の案件に進めたいと考えております。以上です。

議長	はい。ということで、実際に就農の計画を認められて農家になるのだろうと、次のステップで農地を今度借りる手続きが必要になってきますよね、農地利用集積計画を出して認められるか、農地買う場合もあるかもしれない、いずれにしても農地として使っていくときは、計画出してもらって、その中でちゃんと農業をやってもらわなければいけない。というのがあるから、そこは担保されるわけですよね。一応ね。それでも事情変わっちゃってね、やんなくなっちゃった。
3 番委員	これ、この3年で荒れ地になっちゃったってなったら、それはもう駄目ですもんね。
議長	例えば農地利用集積計画でやって借りて、その更新のときに、これは、ちゃんとやってないから、これ駄目っていうのもあるかもしれない。
3 番委員	とりあえず整備をしていれば、やっているってことになりますよね。
議長	農地性があればいいと思いますけれどもね。木が生えているとそんなことなくてね。周りに迷惑かけないで、やっていけばいいんじゃないかと思いますけどね。
2 番委員	期間は取りませんよっていう、あくまでも虚偽かその他不正の事実が発覚したときは、認定を取り消すという。
3 番委員	そこは大事ですね。
議長	これは大事だ。「又は」以下も残しておくけれども、ことができるんだから、ことができるっていう、「認定を取り消すものとする」んじゃないくて、「認定を取り消すことができる」ということで、その3年間の営農を継続することが困難になったときの状況を、本当にすぐ認定取り消し等じゃない、取り消すことができる。それは第10条で毎年報告をしてもらおうと。それが農業やってないとかね、そういった事実が出てきたときに、取り消すことができるっていう、ことかもしれないんですけどね。ただ農地の売買をしちゃう。売買で入手しちゃうと、そこはこの人のものになっちゃうんだらうね。農地としてね。農地持っている農家かな。そこはちょっとよくわかんないけどね。
9 番委員	事務局に教えてもらいたいんですが、行政手続法って今も、いろいろ不利益処分とか許認可とか、その具体的なものを明確にしておく法律があるんですが、それで、こういう条例とか要綱とか定めたものの中で、例えばですね、この第13条、要綱の第13条に「申請内容の虚偽その他不正な事実が発覚したとき」、これ表現曖昧ですよ。この曖昧なものを具体的にこういうことを明確化するようにもう整理されているんです。 それで、それぞれの所管で、それを誰でも見られるように、要は許可するのにこういう条件が必要です、取り消したときはこういう理由で取り消しましたって、そういうものがあるんですが、それ自体で具体的に、この今のこの認定の取り消し、それも明確にされているかと思うんですが、それがありますか。

事務局	今、事務局では、わかりません。
議長	審査の基準っていうのは、公開しなくちゃいけないですよ。
9 番委員	その更に細かいものが、この条文では表現が曖昧な表現があるんですけど、そのさらに突っ込んだ部分。
議長	は作られてないんですよ。
9 番委員	それが事務局で、はっきりこういう理由で、こう具体的に備えてあると思うんですけど、それがいいのかどうか。 私、以前役場にいましたので、そういうものを、それぞれの課で自分のところの条例規則、要綱、そういうものについての曖昧な表現のものを具体化して、それをそれぞれの課で誰でも見られるように置いてあったものがあるんですけど、それ自体、最近ちょっと見たことがないんで、どうなったのかなど。法律自体は存在しているはずなんで、それが必要かと思います。
議長	はい、今んところはなと。はいどうぞ。
事務局長	はい、そのとおりで、私もちょっと目にしたことはないです。過去の人に今後、聞いてみます。
4 番委員	過去の人、もうひとりいるじゃいかよ。
議長	現行がないので、必要があればそういうのを整備していかなくちゃいけない。
3 番委員	そうしたら、これが不正とかみんなでもた協議して、それが不正かという、あったらね。
9 番委員	具体的に想定されるものを全部入れ込んで明文化して。
2 番委員	一方ではない方がいいみたいですよ。
議長	その他だってあるからね。
9 番委員	けど立場がどっちにしても、はっきりこれにこうなっていますからって、もう決めてあるってことが説得力があるんですよ。
2 番委員	取り消される方もわかりやすい。
9 番委員	そうそう、もうこの条文のこの部分はこういう別にね、具体的なものをこれに該当する例、それで取り消しになりますよって、そういうことがある。
事務局長	すいません。それにつきまして、今後ちょっと考えて、今結論出ません。
3 番委員	なるほど。これもらってもいいですか。

議長	行政手続法があつてね、審査基準を公表しなくちゃいけないとか、標準処理期間は何日と定めなければいけないとか、不服の手続きなんかもね、法律的にはあるんですね。その対応は必要だ。それはかなり結構細かいところ分かりませんが、法律は当然ある話で、細かい点の変更しているかどうかは分かりませんが、基本あるはずなんで、これに基づいて、これに限らず、役場はやっておられるはずなので、よく検討しておいていただきたいと思います。 とりあえず、この要綱の改正については、第4条は今この赤字で示してある、こういうふうに変更したいです、というような提案があり、第13条はこの赤字で示しているところは消さないで、最後の「認定を取り消すことができる」というふうにした方がいいんじゃないかという意見、あるいは役場の方が、また3年、当初3年間に於いて云々というふうに赤く書かれているところを削りたいという意見とあります。 役場はどう思いますか。
事務局長	役場じゃなくて、事務局なんで、皆さんと話した内容をまとめるのが僕たちの仕事ですので、役場って言われちゃうっていうのはちょっと違う感じなんです。あくまで僕たちは事務局案を出した中で皆さんにお話をいただいて、そのような方がいいんじゃないかどうかっていう協議をしていただくのがこの場でございますので、申し訳ございませんがそれをお願いいたします。
議長	では、どうですか。最初の第4条はこういうふうに変更するということで赤くなっている方でよろしいと。ちょっと意見もいただきましたらそういうことです。それから第13条については、どうですか。意見としては、赤くなっているところを残しておいてそのままその変更なしで、最後のところ、「認定を取り消すことができる」、というふうに変更するということでよろしいですかね。
8番委員	繰り返して申し訳ないんですが、これ1回認定農業者として認知されると、農地を買うことができますよね。農地を3反歩以上買ったらもうその人は農家ですよ。認定農業者として取り消されても3反以上私農地持ってますっていう人は。そこそれだから取り消す意味がなくなってきちゃうんじゃないですか。 そういうことですよ。 認定農業者じゃなくても、農地を持っていますということで、結局、その辺のところがちょっと変ですよ。だからその農地を売り払うこともできないしね。
議長	売買しちゃうとね。
8番委員	売買でもう手に入れましたって言われた場合は、立派な農家になりますよね。
議長	でも農地利用集積計画による貸借の場合だと、いやこれ農家としてはね、ちょっと駄目なんじゃないっていうふうになったら、それ取り消したときに、更新のときかその前か分かりませんが、それは、あなたはこれ駄目ですよっていうふうにはできる。

事務局	議長がおっしゃった、農用地利用集積計画というのが更新のときに、また同じ年数で貸し借りをするか、というのが、農業会議から農業委員会宛必ず来ます。その際に審議の対象になり、この対象者について○か×かを皆さんで決めていただく。そういう内容でございます。
8 番委員	認定されてすぐ農地を買えるわけではない。
事務局	ここで認定要綱に基づき、新規農業者として認定資格を得られた方については、改めて農地法の3条あるいは基盤法に基づく貸し借り売買等のいずれかをもって取得はできます。
8 番委員	はい。できるんですね。じゃあ、農地を取得できちゃうわけですね。
事務局	そうです。おっしゃるとおりです。
8 番委員	その時点で農家ですね、即。3年間、買った人に関しては意味がないという。買った人については、もう所有しちゃっている人は農家になっているから、資格云々かんぬんは全く関係ないってことですよ。
議長	そういうことになりますね法的にはね、借りてる場合は別ですけど。
8 番委員	買えば。
議長	買えば。
3 番委員	買えばいい。
議長	ということになります。
8 番委員	分かりました。
事務局長	今、8番委員のおっしゃるとおりで、ということもありうるので、議長から発案どおり「ことができる」という言葉はかなりいいかなと思います。
議長	それでも売買しちゃうと、認定取り消しされても農家ではあるんだよ。
事務局長	関係なくなるんで。 だから、「取り消すものとする」じゃないからともかく取り消しちゃうんじゃないんだよと言うんじゃないで、そういうことがあっても、そういうことを取り消すことができないわけじゃない。結局は、農家としてなっちゃうので。農家になるので買えば。ですから「ものとする」で、「ことができる」か何かで、曖昧と言っては失礼ですけど、緩くしておいた方がいいんじゃないかなと思います。
議長	うん。でもそういう理由で残してくってのも変だよ。
事務局長	それか、むしろあれですけど、今ちょっとふと思ったんですけど、認定取り消し自体を取り消し（削除）ちゃうというのはどうですか。

議長	ああ、なくしちゃう。抹消しちゃう、第13条。いやあ、それはやめましょうよ。それはやめて、認定の取り消しのその手続きは具体的に書いてないけれども、やっぱり農業委員会の判断になると思うんで、そのときにその状況を皆さんで考えてもらって、取り消さなきゃいけないとか。いや、もうちょっとね、取り消さないで、様子見てやってもらいましょうとなる。 それが農業委員会の判断でいいっていうことだと思うんですけどもよろしいですか、大体そんなところで、法的にはだから処理しちゃうともうちょっと、やりようがないと思いますのでね。 これがなくても、その旧法の方でも3反以上、何かの形で借りたり、できればそういうその後ね、一旦は農家になれちゃうとね。手放しても農家じゃなくなるってのも変だけれども、法律上できちゃうよね。ただ農地はちゃんと農地として取得するときに、農地としてちゃんと使ってくださいよっていうね、いくつかの要件があって三年三作と30アールって条件はなくなったけども、それ緩くなったことじゃなくて、逆の見方をすれば厳しい厳しいっていうのかな、いや3年たてばいいんじゃないかってことじゃなくて、ずっと駄目っていうふうにも読めるんですよ。農地としてある以上は。 ということで、ここは認定の取り消しを第13条を抹消じゃなくて、残しておいて、この赤文字はそのまま残して最後に、「認定を取り消すことができる」っていうふうに変更するということで、大体よろしいですか。 決を取った方がいいね。
事務局	最後の「この告示は」まで含めてください。今日、決定をいただければ、今日からその内容に変われるということを、この席で承認をいただきたいんです。
議長	この告示っていうの、基本的には、この要綱の施行方法であって、それを告示するのが、位置づけて告知するのかわかんないけど、告知だけ効果がね。施行期日がいらんんじゃないの。 だから「附則（施行期日）1 この告示は」何じゃなくて、「附則1 この要綱は令和8年3月25日から施行する」、じゃないの。 経過措置が2から始まってんのその下は、ちょっと関係ないかもしれないけど、元は2から始まってたの。
事務局長	これ2から始まっていますね。元がそうになっておりまして、元が経過措置から、期日から1になって1、2、3になっているんですね。たぶん附則の流れで1、2、3になっているんじゃないんですか
議長	附則だから、何て言うんだろうな、入る場所が違うよね。 だから附則この要綱は令和4年4月1日から施行する経過措置。そうか。2から始まったのか。これ変な書き方だな。その下に一番下に入るよね。 多分施行期日は、ここの経過措置の3番の下に、附則で、「この要綱は令和8年3月25日から施行する。」って入るんじゃない。 告示が必要な、これわかんないそれはちょっとわかんないんですけど。 普通、告示をこの本文に入れないんじゃないの。この要綱は告示のあ

	った日から効力を発するとか、書くのあるかもしれないけど、こういう書き方ってあんまり見たことがないっていうか、よくわかんないけど、要綱の中に告示の日を入れたりしないよ。それってあんまり見たことないがするんですよ。前がそうだったんだけどね。 あんまりこういう方が書くことしないよね、告示だって別にすることだもん。告示やるんなら告示が必要だった、告示で何とかなの要綱を改正する。何月何日ってなるんじゃないのよ、本文には入らないんじゃないの、告示っていうのは
事務局長	こちらの方はちょっとよく見ておいて、法制執務の担当と話した上で、それでいいのかどうか。そもそもこれ自体も最初作ったときに、法制執務で見てもらってあるはずなんで。
議長	再確認をしてもらって、いずれにしても、告示が必要かどうかかわからないんですけども、必要だったらしくなくちゃいけないんですけども、施行期日というのは今日？
事務局長	そこは今日からお願いします。
議長	今日から施行するという形でよろしいんですか。 その書きぶりが正確にわからないけれども、言わんとすることは今日から施行する。この改正のね。今日から施行しますよって、ということよろしいですか。 採決してないよね。採決をしたいと思います。 この認定方法について、ここのペーパーの第4条は、この朱書きのとおり、第13条はこの朱書きはこういうふうな削除しないで、最後、「認定を取り消すことができる」というふうに直す。それから、附則のところは、ちょっと町のその法制のやっている担当と相談をしていただくんですが、施行は本日としたい。いうことよろしいですか。ということで賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	ありがとうございました。それでは、そういう改正を承認しました。日程第4、議案第28号の新規農業者の資格認定についてを議題とします。 では事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号4、議案番号28、新規農業者資格認定についてでございます。 こちらの案件につきましては、先月総会場で出ささせていただき、事務局の（資料）不足というところがありましたので、今回につきましては、添付書類の追加した部分の説明だけさせていただきます。 申請者は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■様でございます。 認定の農業経営士である■■■■■■■■■■さんも変わらずでございます。 8ページをおめくりください。 湯河原町農業委員の7番委員が推薦者として、追加資料がございます。こちらにつきまして、9ページの指導内容と指導による成果・農作業の実施等につきまして、委員の内容および総合所見があります。

	後ほど7番委員から一言いただければと思います。10 ページまでになります。 11 ページから 13 ページまでは依然と同様の資料でございます。 14 ページは、免許証の写しです。今回 15 ページですが、実際にどこで耕作するのがわからないので、申請人の方から入手しました。この公図上でいきますと、このように2筆にわかれたものとなっております。 あと、日誌と写真は前回の資料と同じでございます。 前回、作付けの予定の面積等につきまして、少し足りないのではないかとご指摘がありましたが、本人に確認し、2 ページ、3 ページの借入地、耕作地に対して、3 ページの 5、作付および既存果樹で、元々栽培しております、果樹等があるということに対し、葉物である青唐辛子等を本人は増やす予定で、記載がされております。 以上の内容でありますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はいそれでは、この人について推薦をされた7番委員から報告をお願いします。
7 番委員	先日、 さんの所有する、耕作する予定の農地にて、 さんとお会いして、話を聞いていて営農計画等を、具体的なちよっと突っ込んだような話をしまして、本人の希望としては、無農薬有機栽培をしたいというような考えをお持ちのようでした。 柑橘とだいたい周りに植わっているみかんの木等は、だいたい背が高くなって、切り戻しもしなければいけないなっている状況にあります。その辺も含めて、女性が三脚に上って、そんな高いところの枝を切るの、大変だなと聞いたら、友達にそういうことが得意な方がいるらしいんですね。その人に手伝ってもらって、圃場の整備をしていっていう、状況です。 アドバイスの基本的なものは、もう既に認定農業者の方で横須賀三浦半島の方ですか、そちらの方で研修を受けて、かなり知識はあるように感じました。 話をしている間にかなり専門的な内容でお話できたなというふうに思っております。 一番のところは、私としてのアドバイスは、自分で食べて美味しい野菜を作るのに頑張ってください、というようなお話で終わったんですけども、本人はかなりやる気になっていうのを感じました。 以上です。
議長	はい、ご苦労さまでした。 何かこの方にご質問等ある方はお願いします。 9 ページの7番委員が書かれたところの研修の実施期間というのは、7番委員が面接をした日のことだと思うんですけど、これは、多分そういうことを書くんじゃない、農家に行った日数を書くんじゃない？本来は、9 ページの研修期間日数っていうのは、7番委員が面接した場所もそうになっているのかもしれないんだけど、場所なり日数はね。そうじゃなくて、この人、横須賀行っていたわけでしょ。だから横須賀で1年間やりましたっていうことを確認をしていただければいいのかなっていうことで、次回やるとすれば、その辺は

	留意していただいていたければと思います。 いいんだよね。そういうことでね、研修期間等の書く場所はね。これ他に何かあれば。
事務局	9 ページの、今議長からお話のありましたところでございますけれども、6 ページの研修場所等を読み替えていただくようお願いいたします。
議長	はい、わかりました。そういうことで、はい。 この方、[]に住まれていて、[]っていうのは、ちょっと場所が具体的にわからないんですけど、湯河原に今の所で就農したいっていうのは、何か理由があるんですか、例えばこの辺が農地借りられそうだとかね、知り合いがいるとか。 なぜ[]にしないのかなと思うわけ。通作距離 11 キロでしょ。近い方がいいじゃないですか。土地があれば、農地でいいところあれば、なぜ湯河原で就農をしようと思ったのかって何か聞かれました？
7 番委員	比較的、お金がかからないという。[]の駅前に N P O が何かそういう組織があるらしいんですね。そこを介して紹介されたって聞いています。
議長	湯河原の方が
7 番委員	こういうところを貸したがつている人がいますよっていうような話が進んだんだと思うんですけども、最初どこであの研修するんだっていうふうな話で、湯河原で研修しなければいけないっていう情報があったっていうふうに聞いてます。 それが取り戻されて、そんなことないよっていうふうに横須賀で研修を受けて、何か認定書みたいなものを、いただいているみたいで。それであの条件が一つクリアできたんで、湯河原で耕作する、農業をしたいっていうような感じを持ったんじゃないかなと思います。
議長	はい。わかりました。
事務局	申請人から聞いたんですけども、湯河原に永住したいというのがまずあります。永住場所もこれから決める中で、先に農地をどこにしようかと、今、7 番委員がおっしゃられた内容でございます。
議長	わかりました。 他に何か皆さんからご質問ご意見ありますか。 では、採決を取ってよろしいですか。 それでは日程第 4、議案第 28 号の新規農業者資格認定について認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	それでは、これは認定をすることに決定をしました。 続いて日程第 5、議案第 29 号を議題としますで、説明をお願いします。

事務局	日程番号 5 番、議案番号 29, 新規農業資格認定についてでございます。申請者は [REDACTED]、[REDACTED] 様、耕作地、[REDACTED]、台帳地目畑、現況地目畑、面積は、3,292 m²でございます。今回、改めて要綱の改正の下、認定を受けたいという内容でございます。 申請書に移りまして、1 ページにつきましては、先ほどの説明のとおりでございます。 2 ページも同じような内容でございます。現在の [REDACTED] さんにつきましては、自分でカフェという飲食を営業されているということで、今後、作物等が取れましたら、自分のところあるいは出荷等をしようと考えて、営業したいと申しております。6 の刈り払い機、耕運機等もすでに持たれているというところでございます。実際に研修をされたところは、きまぐれファーム、[REDACTED] さんのところでございます。 5 ページは、今申し上げました [REDACTED] さんから推薦書が添付されております。 研修内容等も随時書かれた内容で、今後、先ほどの飲食業をしながら、農業に従事したという内容が書かれております。 8 ページから 13 ページまでは当農業委員会、3 番委員、4 番委員からの推薦書が添付されております。後ほど委員からの推薦に対するお声をお聞きします。お願いいたします。 14 ページは免許証の写しで、住居表示の確認をしました。 15 ページは、これから耕作したいという場所が具体的にどういうふうに耕作したいと考えがありますか、分かるように記載をしていただきたいということで書いていただき、それぞれのものが書かれております。なおこの場所につきましては、耕作ができるところと、できないところがかなりあります。段々畑を活用できる中で、中澤氏が考えたところを記載しております。 16 ページ 17 ページにつきましては、[REDACTED] さんの下での研修の写真、17 ページ左上は、これは、A コープの出荷場所という形で写真が載せられております。 18 から 20 ページにつきましては、研修内容の一部を掲載しております。21 ページは、その内容について念書を本人からいただいているところでございます。 ご審議の方をよろしくお願いします。
議長	はい。それでは、推薦をされている、まず 3 番委員から。
3 番委員	この方は 4 月から見てきたんですが、この畑なんですが、農地がとても荒れているらしくて、3,292 m²、この方の美好さんって方の畑があるんですが、使う畑は 1,294 m²となっていてまして、この辺をいろいろ話したんですけど、そのときに、荒れているところに、徐々にみかんを持って、柑橘を作っていきたいということで、この [REDACTED] さんのところで柑橘と野菜と全て経営をされたみたいで、後々は（農業を）つていう話をされました。 そして、カフェをやっているっていうことなんで、前回、会長からお

	話を伺ったときに、これからは兼業でもいいんじゃないかという話がかねて、■■■■さんとお話させていただきました。ゆくゆくは（農業を）ってなっているんですけど、多分兼業になるだろうと思います。 あと、まだ1年研修なんですけども、この先も、■■■■さんのところで、また何年かちょっと研修兼ねて働きたいということなので、土地が荒れているんですけども、それを改善しながら、■■■■さんのところで働いて、のちのちっていうふうに考えてみたいのです。 私からは以上です。
議長	はい。4番委員からの推薦を。
4番委員	私からですけども、この方は前任者からの引き継ぎでありまして、前任からの引き継ぎを兼ねて報告を行うものでございます。 3番委員にもありましたように、特に真面目な方っていうのが第一印象でございました。 あと、営農計画とか、将来どうするのかっていう話になったときに、カフェをやっているということもありまして、そこで自分が作ったものを使った料理を行うとか、そこで販売するとか、旅館への販売も考えているように思われます。 とにかく、3番委員からもありましたとおり、まだ終わったら認定された後も■■■■氏の■■■■■■■■■■で修行っていうことで、■■■■さんも作業を見て、指示指導をしていくっていうことをおっしゃっておられました。 ですから、ぜひできればこういう方に対して、新規就農していただければありがたいということで、よろしくお願い申し上げます。
議長	ご苦労様でした。どうぞ今の報告について、何かその他この聴取についても何かご質問ご意見ある方、お願いをしたいと思います。 まあ、あの耕作放棄地のようになっている、一生懸命こういうのでね、やっていただければありがたいし、自分で売り先もお店で販路も持っていくので、経営も安定っていうかな、今ある程度確保できているということでよろしいんじゃないかと思います。 よろしいですか。採決してよろしいですか。はい。 それでは採決に入ります。 日程第5、議案第29号の新規農業者の資格認定について、認定することに賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	それでは、これは認定をすることに決定をしました。 続いて日程第6議案第30号に事務局職員の任命についてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局長	事務局職員の任免についてご説明させていただきたいと思います。 先日、湯河原町役場内で内示がございまして、以下このとおりになったことをご報告いたします。 まず事務局長といたしましては、私が変わらず従事させていただくようになります。

	旧書記、菊地照忠、武田膳史に関しましては違う部署に異動することとなりました。 新たにですね、来る方が、小清水孝、こちらは、過去、農業委員会とかの勤務を携わったことがあるということになります。あと高橋陽斗は、今現在農林水産課にありますが、そちらをやっていただくような形になると思います。 こちらに関しまして、まだ記者発表等はされてないので、今日のこの中だけでお願いしたいと思います。
議長	はい、ということで内示があったそうですので4月1日からこういう、あの、人たちに事務局員を任免したいと思います。 やっぱ採決しなきゃいけないんですかね。
事務局長	採決しなければいけないですよ。確か。確かいけないんですよ。
議長	いや農業委員会が任免するので一応採決をとりたいと思います。 では日程第6、議案30号の事務局職員の任免について、賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	はい、ありがとうございました。これは任免する決定をしました。 では4月1日から別のところをお願いします。
事務局長	それでは、旧役員になりますが、菊地と武田から一言ずつ。
議長	では、菊地さんから
菊地職員	いろいろお世話になりました。農業委員会、本当に難しい部分でございます。各委員さんも1年もうすぐ経つと思います。新人委員もいらっしゃるし、ベテランの委員さんもいるんですけども、やはりここにつきましては農業委員さんと推進委員さん及び事務局があつての湯河原町農業委員会でございますので、引き続き、私、武田が去りますけれども、後任の者が、それ以上に頑張って対応いたしますので、よろしくお願いいたします。 いろいろありがとうございました。
議長	じゃあ、武田さん、お願いします。
武田職員	自分は、特に発言等もする必要ないわけで、こっちの方にあれやれ、これやれと言われて、こういった準備をさせていただきました。 また自分は、サルの関係、鳥獣のサルの加害個体の捕獲について、みかんの提供をお願いしますなどの発言をさせていただきまして、無事に湯河原町として契約したところの業者につきましては、加害個体のサルを1頭、捕獲することができました。 今現段階では、県の業者と契約してサルの捕獲したんですが、その他の加害個体のサルの捕獲にむけて、頑張っております。 また来年度も、また加害個体の加害性のあるサルがいましたら、捕獲に向けて皆さんにみかんの提供をお願いすると思われれます。 なので、そのときにはまたご協力のほどよろしくお願いいたします。 今年度、どうもありがとうございました。

議長	ご苦労さまでした。よろしくお願いします。 ちなみに猿のエサって言うかね、あれ提供したんだけど、今年度と いうか、これこれから3月、4月とか、当面そういったエサは、必要 ないですか。
武田職員	当面そうですね。3月末で県の方なんですけど、契約解除するので、 エサについては大丈夫です。
議長	大丈夫、当面やらない。3月、4月。じゃあ、処分しちゃってください。 い。
武田職員	どうもすいません。ありがとうございます。 また来年度もこのような手続き、1月、2月、3月と、お声がけをする かもしれませんので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。わかりました。 それでは、以上で議案は終了です。 その他何か事務局からありますか。
事務局	大変申し訳ございません。 議事録が遅れておるところがございます。でき次第、各委員さんにご 連絡いたしまして、署名をいただくような形をとりますので、その際 には、申し訳ないんですけどお時間をいただきたいと思います。大変 申し訳ございません。
議長	はい、皆さんの方から何かありますか。
4番委員	その議事録って、菊地君が異動する前にはできるんでしょ、いじわる な質問だけど
事務局	出来次第ご連絡いたします。
議長	じゃあ、頑張ってください。ではよろしいですか、他に。
9番委員	先日、農協の運営委員会に、出席してきましたんですが、6月25日が、 運営委員会、定例の総会になりますけど、農協の方の総代会、25日 に開かれますので、前後の24、26日に総会の日程を変えていただく ようになります。
3番委員	総代会ですか。
議長	そうです。総代会。
9番委員	小田原の三の丸ホールで6月25日に。
議長	そういうことで農業委員会も、総会の日程を避けることでお願いし たいと思います。
事務局長	後の方、26日にしますか。そうしたら。
議長	どっちでもいいですよ。
事務局長	あとに回した方が。前のほうがいいですか。

議長	事務局次第。
事務局長	それでは場所等もありますので、近々またご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。
議長	よろしいですね。はい。それでは以上を持ちまして、農業委員会の総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 霧木 洋一
	議事録署名人
	4 番 柏 木 敏 明
	6 番 原 八 重 子